

移動等円滑化取組計画書

令和6年 6月 25日

住 所
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号
事業者名 京浜急行バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役 野村 正人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両の設備に関する事項
・当社が保有する一般乗合車両において2023年度末（2024.3.31）時点のノンステップバス保有率は、90.9%（対前年0.8%UP）となっており、今後も車両の代替更新にあわせて継続的にノンステップバスを導入し導入率向上させていく。
・空港連絡バスにおいては利用者数増加によるバリアフリー車両の需要にあわせて更なる導入を検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両	一般乗合車両は40両のノンステップバス購入を計画。 空港連絡バスの車両購入計画なし。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における車椅子スペース及びスロープ板	バス車内の車椅子用跳ね上げシート、車椅子固定装置やスロープ板・車椅子利用者用押し釦等、機能維持のため定期的な点検、必要に応じたメンテナンスを継続して実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 上屋バス停にベンチの設置 ・ バス停お願い文の掲示	・ 上屋のあるバス停にベンチを設置する。 ・ 点字ブロックのあるバス停留所は、乗客の列が点字ブロックに干渉しない並び方の推奨やお願い文の掲示。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停接近表示器	・ 前年度延期となった接近表示器２基の設置計画を継続する。 (田浦郵便局前バス停（追浜向け）・宮田（三崎向け）)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の講習	・ NPO 法人によるバリアフリー教室を年１回おこなっている。 ・ 乗務員を対象とした車いす利用者・障害者の方の乗降支援に関する講習を各営業所で定期的におこなう。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における適切な表示	バスの車内放送や可変式液晶表示等で乗降時や車内移動時の転倒事故防止や車内マナーの広報・啓発活動を継続的にこなう。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 営業所の建て替えでは、段差の少ないスロープやエレベータを設置し、バリアフリーを配慮した営業所とする。 ・ 会社ホームページや電話等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
③バス停留所上屋の新設 ④バス接近表示器	③④計画の延期	③④収支の関係で延期となった。

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。